◆滞在地・転出先での不在者投票◆

国内の出張や旅行、区外への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。不在者投票ができるのは、10月20日(水~10月30日仕)です。投票用紙等の請求・送付は郵便による方法を用いますので、お早めにお手続きください。

- (1) 投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。記載例(右図)を参考にして、便せん等に記入して請求してください。
 - ※区外へ転出された方のうち、裏面に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、そちらをご利用ください。
- ※請求書の様式は、新宿区のホームページからもダウンロードできます。
- ※※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で 請求してください(必要な申請ツール等をお持ちの方は、電子申請が可能な場合があります。詳しくは、区選挙管理委員会特設ホームページをご覧いただくか、区選挙管理委員会事務局にお問合せください。)。
- (2) 請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、公示日の10月19日(火以降に(20日水)以降に到着した分については、受付が済み次第)「投票用紙の送付先」にレターパックプラスで投票用紙等をお送りします。
- (3) 滞在先・転出先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票を してください。
 - ※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。
 - ※不在者投票所の場所や投票できる日時は自治体によって異なりますので、事前に滞在先・転出先の選挙管理委員会にご確認ください。

(4) 投票用紙等は滞在先・転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(10月31日回)を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。



【記載例】

投票用紙等請求書

私は令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民 審査の当日、○○(←投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない 見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和3年○月×日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先住所
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

◆身体の不自由な方には◆

〇代理投票

心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所・期日前投票所の係員が補助者としてお手伝いします。ご希望の方は、係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。

〇点字投票

目が不自由な方は点字投票ができます。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

○その他

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・ルーペ・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等を用意しています。車いすのまま利用できる記載台もあります。必要な方は、係員にお申し出ください。

◆郵便等による不在者投票◆

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、**下表**に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、10月27日水まで(※)に投票用紙等の請求をすることにより、郵便等による不在者投票ができます。

また、**下表**に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症~第2項症の方」は、事前の手続きで**代理記載制度**が利用できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類等	内容	等級等	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級	
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級	
	免疫・肝臓の障害	1級~3級	
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症~ 第2項症	
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症~ 第3項症	
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5	

※請求期限(10月27日(水))を過ぎてからは、今回の選挙の郵便等による投票用紙等の請求はできません。お早めに手続きしてください。

◆在外投票◆

国外に在住し、在外選挙人名簿に登録されている方は、国外でも衆議院議員選挙の投票ができます。また、一時帰国している方や、帰国後に国内の選挙人名簿にまだ登録されていない方は、在外選挙人証を提示することで、国内で「期日前投票」「滞在地・転出先での不在者投票」「投票日当日の投票」のいずれかの方法により投票できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

◆選挙管理委員会公式ツイッターのご案内◆

区選挙管理委員会公式ツイッターでは、選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご活用ください。

アカウント名: shin juku_senkan (新宿区選挙管理委員会) URL: https://twitter.com/shin juku_senkan



二次元コード

◆指定病院等に入院・入所している方の不在者投票◆

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問い合わせください。新宿区内の指定病院・施設は**下表**のとおりです。

慶應義塾大学病院	特別養護老人ホーム 新宿けやき園	
大久保病院	特別養護老人ホーム マザアス新宿	
東京新宿メディカルセンター	特別養護老人ホーム 神楽坂	
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム もみの樹園	
国立国際医療研究センター	特別養護老人ホーム みさよはうす富久	
東京山手メディカルセンター	有料老人ホーム サニーパレス四谷壱番館	
目白病院	有料老人ホーム グランダ哲学堂公園	
聖母病院	有料老人ホーム せらび新宿	
東京医科大学病院	有料老人ホーム しまナーシングホーム飯田橋	
春山記念病院	有料老人ホーム コミュニケア24癒しの新宿御苑	
林外科病院	有料老人ホーム メディアシスト市谷柳町	
特別養護老人ホーム 原町ホーム	有料老人ホーム グランヴィ神楽坂	
特別養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 デンマークイン新宿	
養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 マイウェイ四谷	
北山伏特別養護老人ホーム あかね苑	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田	
北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑	指定障害者支援施設 新宿けやき園	

◆投票所への移動に関する支援◆

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- ●視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・これらに準ずる難病等の方
 - ➡障害者福祉課支援係 ☎ (5273) 4583・図 (3209) 3441
- 介護保険の「要介護」の認定を受けている方
- →介護保険課給付係 ☎(5273)3497·™(3209)6010
- 介護保険の「要支援」の認定を受けている方または介護予防・生活支援サービス 事業対象者の方
 - ➡地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・囮(6205)5083

◆選挙公報を配布します◆

10月29日 金までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会事務局までご連絡下さい。

また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な施設にも置きます。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。こちらも区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※東京都選挙管理委員会ホームページ(https://www.r3syuugiinsen1.metro. tokyo.lg.jp/)でも選挙公報がご覧になれます。公開は10月22日頃の予定です。 新宿区ホームページからもご覧になれます。